

愛知県庁の環境保全のための行動計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく実行計画〈事務事業編〉)

あいちエコスタンダード

エコロジー&エコノミー 2つのエコでもっとスリムに！

平成22年12月改定

愛 知 県

目 次

1	行動計画の改定	1
(1)	計画改定の背景とこれまでの経緯	1
(2)	これまでの取組結果	2
(3)	計画改定に向けた課題	3
(4)	計画改定の要点	3
2	基本的事項	4
(1)	計画の位置づけ	4
(2)	計画期間	4
(3)	計画の対象	4
(4)	取組の進め方	4
3	取組の目標	5
(1)	環境配慮等の取組に関する目標	5
(2)	温室効果ガスの排出量の削減に係る目標	6
4	具体的な取組	7
(1)	財やサービスの購入・使用に関する取組	7
(2)	建築物の建設、土木工事等に関する取組	8
(3)	廃棄等に関する取組	10
(4)	職員等の環境配慮等に関する取組	10
5	取組の推進	11
(1)	推進体制	11
(2)	取組の推進を図るための措置	11
(3)	職員に対する研修等	12
(4)	点検・評価	12
	参考資料	13
	○ 行動計画改定の経緯	
	○ 平成20年改正省エネ法、改正温対法について	
	○ 森林認証材について	
	○ 省エネ効果の試算	
	○ 環境保全行動の例	

1 行動計画の改定

(1) 計画改定の背景とこれまでの経緯

本県では、環境保全の基本理念等を定めた愛知県環境基本条例に基づき、環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に「愛知県環境基本計画」を策定しました。平成14年9月と平成20年3月に改定を行い、現在は「第3次愛知県環境基本計画」となっています。

この環境基本計画の目標を達成するためには、本県も事業者・消費者として環境に配慮した取組を自主的に推進していく必要があることから、平成10年3月に、県が行うすべての事務・事業について、具体的な取組目標や内容、推進体制などを定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」(以下「あいちアクションプラン」という。)を策定しました。

また、地球温暖化対策の国際的な取組の進展の中で、平成11年4月に我が国の地球温暖化対策の推進の枠組などを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体に対し「温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画(実行計画)」を策定することが義務付けられたことから、平成12年3月、あいちアクションプランを「実行計画」に位置づけ、その要素を加えるなど、一部改定を行いました。

さらに、平成12年6月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、その個別法の一つとして平成13年1月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」が施行されたことから、本県でも、平成13年12月に「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」を策定し、平成14年度からは毎年度作成する「愛知県環境物品等調達方針」に基づいた環境物品等の調達(グリーン調達)を推進することとしました。これに伴い、平成14年3月、あいちアクションプランのうち、グリーン調達に関する部分等を整理する内容の一部改定を行いました。

そして、平成17年2月、京都議定書が発効されたことにより、地球温暖化対策における県自らの率先的な取組の意義が一層の高まりを見せる中、平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府の実行計画)」や平成17年1月に本県が策定した「あいち地球温暖化防止戦略」の趣旨を踏まえ、これまでの取組内容や目標を見直すなど、あいちアクションプランの改定を平成17年10月に行いました。(以下「旧計画」という。)

その後、国内外で地球温暖化問題に関する取組が進展する中、平成20年3月には本県の中長期的な環境政策の指針となる「第3次愛知県環境基本計画」を策定し、環境先進県と評価されるにふさわしい地域を目指して様々な取組を進めています。さらに平成21年4月には、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正法(改正省エネ法)及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正法(改正温対法)が施行され、地方公共団体を含めた事業者のエネルギー対策、地球温暖化対策の強化が求められるようになりました。こうした社会動向の変化を踏まえ、取組の一層の推進を図り、旧計画を改定しました。(改定の経緯、改正省エネ法、改正温対法の詳細は巻末の参考資料参照)

※第3次愛知県環境基本計画の目標(平成20年3月改定)

愛知県環境基本条例に基づき、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標に、「脱温暖化」「資源循環」「自然共生」「安心・安全」「参加・協働」の5つの姿の社会づくりを通じて、その実現を目指します。

(2) これまでの取組結果

旧計画では、平成17年度から平成21年度までを計画期間として、取組対象とした11項目それぞれについて数値目標を設定し、様々な取組を進めてきました。その結果、省エネルギーや省資源等に関する9項目については、ガス使用量、コピー用紙の使用枚数を除く7項目で基準年度(平成16年度)以下となり、特に重油使用量、水道関係施設の動力用電気使用量、水道使用量の3項目で目標を達成しました。また、温室効果ガス排出量に関する2項目については、いずれも目標を達成しました。

平成21年度の取組結果

項目	取組結果	目標	取組状況	
	21年度 (対基準年度)	21年度 (対基準年度)		
省エネルギー関係	①電気使用量 (単位面積当たり)	4%減	15%削減	省エネ機器への更新、昼休みの消灯や電気機器のこまめな電源オフ、全庁一斉定時退庁の徹底などにより、①電気使用量は減少したが、目標未達成。また、主として空調設備に使われているガス、重油については、二酸化炭素排出量の削減やエネルギー効率向上の観点から、重油からガスへの燃料転換を進めているため、②ガス使用量は増加し目標未達成、③重油使用量は減少し目標達成。
	②ガス使用量 (単位面積当たり)	2%増	5%削減	
	③重油使用量 (単位面積当たり)	40%減	5%削減	
	④電気使用量 [水道関係施設の動力用] (単位給水量当たり)	0%	基準年度以下	基準年度の水準を維持し、目標達成。
省資源関係等	⑤公用車燃料 使用量 (CO ₂ 換算)	14%減	20%削減	エコカーの導入やエコドライブの実践などにより減少したが、目標未達成。
	⑥水道使用量	16%減	5%削減	日常的な節水の徹底などにより減少し、目標達成。
	⑦コピー用紙の 使用枚数	2%増	25%削減	事務量の増大等により増加し、目標未達成。
	⑧廃棄物の量	11%減	20%削減	詰め替え商品の調達、事務用具の長期使用、使用後の分別及び3Rの徹底などにより減少したが、目標未達成。
	⑨(可燃ごみの量)	16%減	35%削減	
地球温暖化関係	⑩温室効果ガス排出量 [事務・事業関係] (CO ₂ 換算)	7%減	6%削減	エネルギー使用量の削減、重油からガスへの転換、CO ₂ 排出係数などに配慮した電力入札の導入などにより減少し、目標達成。
	⑪温室効果ガス排出量 [水道関係施設の動力等関係] (単位給水量当たり・CO ₂ 換算)	10%減	基準年度以下	給水量あたりのエネルギー使用量は横ばいであったが、電気のCO ₂ 排出係数の減少により減少し、目標達成。

※基準年度＝平成16年度(ただし、⑩については平成10年度)

(3) 計画改定に向けた課題

- * エネルギー関係については、エネルギー効率等の観点から重油からガスなどへ燃料転換を進めており、電気、ガス、重油の個別項目ごとの目標ではなく、エネルギー関係全体で目標を定めて削減に取り組むことが必要です。特に平成20年度にはエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)が改正され、平成22年度から県においても事業者(知事部局等、企業庁、病院事業庁、教育委員会、警察本部)ごとに、省エネ法の特定事業者としての計画的なエネルギー管理が必要となりました。そのため、今後は省エネ法の取組と一体となって、取組を進める必要があります。
- * 紙の使用量削減については、これまでコピー用紙の使用枚数を指標としてきましたが、近年増加傾向にあるプリンター等による用紙の使用量も対象にする必要があります。
- * 温室効果ガスについては、電気・燃料の使用、自動車の運行・船舶の航行及び廃棄物の焼却以外にも、家畜の反すうや肥料の使用によっても排出されるため、こうした活動についても対象にする必要があります。
- * 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催を契機として、生物多様性の保全に率先して取り組んでいくことが必要です。
- * PDCAサイクル(「2(4)取組の進め方」参照)の考えを徹底し、短期の目標を設定するなど目標を着実に達成していくことが必要です。

(4) 計画改定の要点

ア 取組項目について

- * 電気、ガス及び重油については、エネルギー種別ごとではなく、省エネ法と同様、電気及び燃料使用量を一体としてエネルギー換算し、「エネルギー消費量(単位面積当たり。水道関係施設については取水量当たり。)」として取り扱うこととします。
- * コピー用紙だけでなくプリンター用紙など広範な用紙類を対象として総量を削減するため、「コピー用紙の使用枚数」に替えて「用紙の購入量」を新たに取組項目とします。
- * 温室効果ガス排出量の算定において、家畜の反すうや肥料の使用も含め、温室効果ガスが排出される主な排出活動を対象とします。
- * 新たに生物多様性の保全に向けた取組を試行的に実施します。

イ 取組目標・結果について

- * 単年度ごとの取組目標と計画期間全体(5年間)の取組目標を設定します。なお、温室効果ガスの排出量については、短期的な目標管理が馴染まないため、計画期間全体の取組目標とします。
- * 四半期ごとに計画の実施状況や項目ごとの金額を取りまとめ、結果を周知することにより、点検・評価及び改善をきめ細かく実施します。
- * 毎年度の取組結果については、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)第7条に規定された「環境報告書」として位置付け、公表することとします。

ウ 通称について

- * これまで使用してきた「あいちアクションプラン」という通称については、この計画を職員一人ひとりの行動指針として常識化させるという意味を込めて、「あいちエコスタンダード」に変更します。

2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「第3次愛知県環境基本計画(平成20年3月策定)」において、計画推進に当たり「県」が担うべき役割として掲げた「事業者・消費者としての立場から、事務・事業全般にわたる環境負荷の継続的低減活動の実施」に取り組むため、県自らの率先行動を定めるものです。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に規定する「地方公共団体実行計画」の事務事業編としても位置づけます。

(2) 計画期間

平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

(3) 計画の対象

知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種行政委員(会)事務局、教育委員会、警察本部の地方機関を含む全ての機関が自ら行う全ての事務・事業を対象とします。(指定管理者により維持管理等されている施設は、対象としていません。)

(4) 取組の進め方

本取組は、愛知県環境マネジメントシステムにおける具体的な取組の一つであり、計画期間を通して継続的改善を図るため、取組に関する数値目標や取組内容を定め(PLAN)、これに基づき環境配慮等の行動を実践し(DO)、その結果の点検・見直しを行い(CHECK)、さらにその継続的な改善を図る(ACTION)というPDCAの手法に基づき推進します。

3 取組の目標

環境に配慮した取組を積極的に進めるため、次の取組について目標を定めます。また、地球温暖化防止の取組について、県の事務・事業から排出する温室効果ガスの排出量の削減に係る目標を定めます。さらに、チャレンジ目標として「生物多様性の保全」の取組を設定します。なお、基準年度は平成21年度とします。

項 目	短期目標	計画期間全体目標	(参考) 基準年度実績
	毎年度(前年度比)	26年度(基準年度比)	
①エネルギー消費量【事務事業】(原油換算) (単位面積当たり)	▲1%以上	▲5% (年平均▲1%)	16.6 [*] ㎥/千㎡
②エネルギー消費量【水道関係施設】(原油換算) (取水量当たり)	▲1%以上	▲5% (年平均▲1%)	48.8 [*] ㎥/百万m ³
③公用車燃料使用量(CO ₂ 換算)	▲3%以上	▲15% (年平均▲3%)	1,904トン
④水道使用量	▲3%以上	▲15% (年平均▲3%)	263万m ³
⑤用紙購入量	▲1%以上	▲5% (年平均▲1%)	2,045トン
⑥廃棄物の排出量	▲3%以上	▲15% (年平均▲3%)	6,637トン
⑦(⑥のうち)可燃ごみ排出量	▲4%以上	▲20% (年平均▲4%)	4,269トン
⑧温室効果ガス排出量【水道関係施設除く】(CO ₂ 換算)	—	▲12%	124,433トン
⑨温室効果ガス排出量【水道関係施設】(CO ₂ 換算) (取水量当たり)	—	▲16%	821トン/百万m ³
★生物多様性の保全に配慮した物品の購入 (FSC等の森林認証材や、あいち認証材等の間伐材を) 利用した物品の調達率	—	対象物品中1%	—

注：全体目標下段()内の数値は、中間年の目標を全体目標に連動させるためのもので、例えば、中間年の取組結果が前年度比で増加、あるいは目標を下回った場合、翌年度は、短期目標にかかわらず、「(基準年度比で)年平均▲〇%」の規定に照らして「不足分」を目標とする。逆に、目標を上回って削減できた場合には、短期目標を生かし、翌年度も最低限「対前年度比▲〇%」を目指すこととする。

(1) 環境配慮等の取組に関する目標

ア エネルギー消費量の削減

- ① 単位面積当たりのエネルギー（電気、燃料）の消費量（原油換算）を、平成21年度の実績を基準として、毎年度、前年度に比較して**1%**、5年間で**5%**削減します。
- ② 水道関係施設（上水道及び工業用水道）の動力用等の取水量当たりのエネルギー（電気、燃料）の消費量（原油換算）を、平成21年度の実績を基準として、毎年度、前年度に比較して**1%**、5年間で**5%**削減します。

- ① 基準（平成21年度実績）事務事業におけるエネルギー消費量：16.6kl/千㎡
- ② 基準（平成21年度実績）水道関係施設におけるエネルギー消費量：48.8kl/百万㎡

イ 公用車燃料使用量の削減

公用車（警察車両除く）の燃料使用量（CO₂換算）を、平成21年度の実績を基準として、毎年度、前年度に比較して**3%**、5年間で**15%**削減します。

基準（平成21年度実績）公用車の燃料使用量：1,904トン-CO₂/年

ウ 水道使用量の削減

水道使用量を、平成21年度の実績を基準として、毎年度、前年度に比較して**3%**、5年間で**15%**削減します。

基準（平成21年度実績）水道使用量：263万㎡/年

エ 用紙購入量の削減

用紙の購入量を、平成21年度の実績を基準として、毎年度、前年度に比較して**1%**、5年間で**5%**削減します。

基準（平成21年度実績）用紙購入量：2,045トン/年

オ 廃棄物の排出量の削減

廃棄物の排出量は、平成21年度の実績を基準として、毎年度、前年度に比較して**3%**、5年間で**15%**削減します。

また、可燃ごみの排出量についても、平成21年度の実績を基準として、毎年度、前年度に比較して**4%**、5年間で**20%**削減します。

基準（平成21年度実績）廃棄物排出量：6,637トン/年
うち可燃ごみ排出量：4,269トン/年

カ 生物多様性の保全に配慮した物品の調達（チャレンジ目標）

「紙類」、「文具類」、「オフィス家具等」のうち、原料に木材を含むものについて、FSC等の森林認証材や、あいち認証材等の間伐材を利用した物品を5年間で全体の**1%**調達します。

注）森林認証材（森林認証を取得した木材）及びあいち認証材については巻末参考資料参照

(2) 温室効果ガスの排出量の削減に係る目標

ア 事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量（水道関係施設を除く）

水道関係施設を除く事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量(CO₂換算値)を、平成21年度の実績を基準として、5年間で**12%削減**(注1)します。

事務・事業別の温室効果ガス排出量(注2) (平成21年度)

(単位:トン-CO₂/年)

種類 活動内容	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	代替フロン等 3ガス	合計
庁舎等のエネルギーの使用	104,790	52	9	0	104,851 (84.3%)
自動車の運行、船舶の航行	15,693	25	487	0	16,205 (13.0%)
その他	2	2,037	1,319	18	3,376 (2.7%)
合計	120,485 (96.8%)	2,114 (1.7%)	1,815 (1.5%)	18 (0.0%)	124,433 (100%)

注1:目標年度の電気の二酸化炭素排出係数が、中部電力の京都議定書第1約束期間(2008~2012年度)における目標値になると想定して設定。

注2:温対法施行令第3条及び第4条により算定。電気の二酸化炭素排出係数は、クレジットを反映した調整後排出係数を使用。

イ 温室効果ガスの排出量（水道関係施設）

水道関係施設(上水道及び工業用水道)から排出される取水量あたりの温室効果ガスの排出量(CO₂換算値)を、平成21年度の実績を基準として、5年間で**16%削減**(注1)します。

水道関係施設から排出される温室効果ガス排出量(注2) (平成21年度)

(単位:トン-CO₂/百万m³)

種類 活動内容	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	代替フロン等 3ガス	取水量(百万m ³) あたりの排出量
水道関係施設の動力用等	82.1	0	0	0	82.1

注1:目標年度の電気の二酸化炭素排出係数が、中部電力の京都議定書第1約束期間(2008~2012年度)における目標値になると想定して設定。

注2:温対法施行令第3条及び第4条により算定。電気の二酸化炭素排出係数は、クレジットを反映した調整後排出係数を使用。

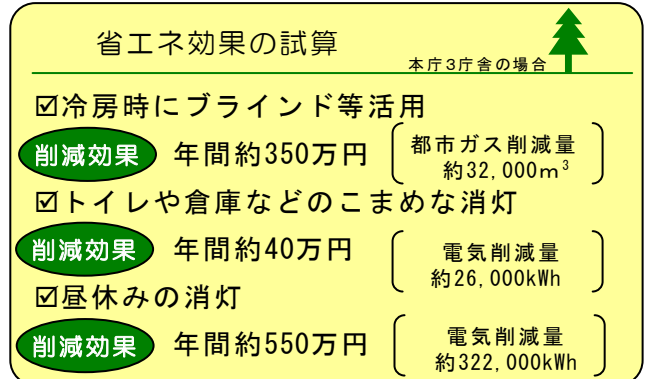
4 具体的な取組

計画の目標を達成するため、具体的な取組事項を定め、その着実な推進を図ります。

(1) 財やサービスの購入・使用に関する取組 ～かしこく、買おう！ かしこく、使おう！～

ア 庁舎等におけるエネルギー使用量の削減

- ① 庁舎等においては、空調の適温化(冷房28℃以上、暖房19℃以下)を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図ります。
- ② 夏期にはブラインド等により日射を遮るとともに、冬期においては自然光を積極的に取り入れます。
- ③ トイレや倉庫などの使用していない部屋の消灯、昼休み及び全庁一斉定時退庁日の18時30分以降における消灯など、不要な照明機器の消灯を行うとともに、時間外勤務の削減等を図り、照明機器等の電気使用量の削減を図ります。
- ④ パソコン、プリンター等のOA機器の電源スイッチはこまめに切り、席を離れる際は、ノートパソコンの蓋を閉じます。また、複写機やプリンターの省エネモードを活用します。
- ⑤ 庁舎内の上り2階下り3階差までの移動にはできるだけエレベータの使用を控えて階段を利用します。
- ⑥ 不要不急の電気機器・設備の停止又は撤去を行います。
- ⑦ 需要の少ない時間帯におけるエレベータなどの設備の一部停止を行います。



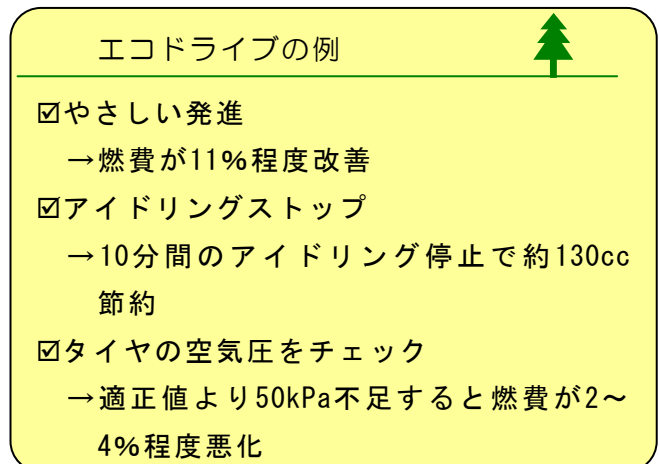
※「官庁施設の利用の手引き」(国土交通省)を参考に試算(巻末資料参照)。

イ エネルギー使用効率の良い機器の導入

- ① OA機器、照明機器、給湯器などの機器については、率先してエネルギー使用効率の良い物品を購入します。
- ② 業者に自動販売機等を設置させる場合は、省エネ型の導入を図ります。

ウ 公用車の燃料使用量の削減

- ① 急発進・急加速の防止、アイドリングストップの徹底等の環境にやさしい自動車の運転(エコドライブ)、ハイブリッド車等の低公害車・低燃費車の優先的利用、自転車の利用を促進します。
- ② カーエアコンの設定温度を適正にします。
- ③ 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を装備します。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を行います。
- ⑤ 使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を図ります。



※出典:「かんたんエコドライブ」(愛知県地球温暖化対策室)

エ エコカーの導入

- ① 自動車の購入にあたっては、全て環境負荷の低減に資する自動車(エコカー)とします。
- ② 「環境物品等調達方針(以下「調達方針」という。)」に該当する自動車は、価格のほかに燃費を評価の対象に加えた総合評価落札方式により入札を実施します。

オ 庁舎等における節水の推進

- ① 水道水圧の調節、トイレ用水の水量調節、日常における節水の励行に努めます。
- ② 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進めます。
- ③ 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置します。
- ④ 水漏れ点検を定期的に行います。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図ります。

カ 用紙類の使用量の削減

- ① 会議資料は、要点の簡素化などにより紙の使用枚数を最小限にし、両面使用とします。
- ② コピー機を使用する場合は、両面コピーを原則とします。
- ③ 電子メールを始めとする統合OAシステムの各種機能を効果的に活用するなど、事務のペーパーレス化を進めます。
- ④ 使用済用紙の裏面活用、封筒の再利用等、紙類の再利用に努めます。
- ⑤ 文書ファイルの適正管理・共有化を進め、個人の文書ファイルは必要最小限に抑制します。

キ 生物多様性の保全に配慮した物品の購入

「紙類」、「文具類」、「オフィス家具等」のうち、原料に木材を含むものについて、FSC等の森林認証材や、あいち認証材等の間伐材を利用した物品を選択し、森林資源の持続可能な利用と生物多様性に及ぼす影響の低減を図ります。

ク 環境汚染物質の排出削減

- ① 自動車排出ガスの排出削減を図るため、通勤、出張は公共交通機関や自転車を利用するように努めます。
- ② 使用燃料の良質化に努めるとともに、汚水処理施設の管理等を適切に行い、汚染物質の排出削減に努めます。
- ③ 使い捨て製品の使用を自粛します。

ケ CO₂の排出の少ない電力等の購入・使用

- ① 庁舎等の使用電力の購入に際しては、「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、発電時におけるCO₂の排出の少ない電力の購入を進めます。
- ② 都市ガス、LPG等CO₂の排出の少ない燃料の選択・使用に努めます。

(2) 建築物の建設、土木工事等に関する取組 **~かしこく、つくろう!~**

ア 省エネの推進

- ① 「公共建築グリーン整備基準」や調達方針に基づき、エネルギー効率の高い空調システムや照明設備の採用、断熱性の高い構造や建具の採用など、計画的に施設の省エネルギー化を図ります。

② ESCO事業を可能な限り幅広く導入することにより、エネルギー使用の合理化を図ります。

イ 新エネの導入

① 調達方針に基づき、太陽光発電設備の導入などの自然エネルギーや、廃熱等の未利用エネルギーの有効利用、燃料電池、コージェネレーション等のエネルギー高効率利用など、新エネルギーの積極的な導入を図るとともに、蓄熱式空調システムなど、電力平準化設備の導入に努めます。

② 庁舎等新設の場合には、新エネルギー施設の積極的な導入を図ります。

新エネ導入の例



☑太陽光発電設備

→ 設備1kW当たりの発電量は年間1,000kWh程度 (CO₂削減量約400kg)

ウ 水利用の合理化

① 排水再利用設備の導入や雨水の貯留タンク等の導入を図ります。

② 感知式洗浄弁、節水コマなどの節水器具の導入を図ります。

③ 雨水浸透マス設置、透水性舗装の採用などにより、地下水の涵養を図ります。

エ より環境負荷の少ない設備機器の選択

汚水処理施設等の設備機器については、より環境への負荷が少ないものを設計段階で選択します。

オ 環境負荷の少ない工事の実施

① 公共工事の計画・設計にあたっては、「公共建築グリーン整備基準」に基づき、地域の環境特性、工事の種類、内容等に留意し、それぞれの環境配慮の方策を積極的に盛り込みます。

② 公共工事等の建設発生土、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の再利用に努めます。

③ プレカット資材、再生利用可能な梱包資材・建設資材等の使用に努め、廃棄物の発生抑制を図ります。

④ 建設資材については、調達方針及び愛知県あいくる材率先利用方針に基づき、高炉セメント、再生路盤材等の再生品や間伐材など未利用材料をできる限り使用します。

⑤ 木材型枠の使用削減を図ります。

⑥ 廃棄物の適正処理を図ります。

⑦ 施工作业にあたっては、工事用車両や建設機械の使用台数の抑制に努めるとともに、周辺の環境に配慮し、調達方針に基づき、低公害型建設機械の採用や、騒音・振動等が少ない工法を選択します。

カ 敷地内及びその周辺の自然環境の保全

① 既存の緑地は出来る限り保全します。

② 原則として敷地境界は植栽します。

③ 可能な限り屋上緑化を行います。また、新規に県有施設を建設する場合には、壁面緑化の実施についても積極的に検討します。

④ 環境に配慮した緑化や緑地の整備、水辺環境の保全等を進めるとともに、自然環境の回復・創出に努めます。

キ 管理段階での環境配慮等

- ① 適切な散水や剪定などを行い、敷地内の緑の維持管理を図ります。
- ② 代替フロン冷媒を使用する空調設備や冷凍・冷蔵機器については、冷媒の漏洩を防止するため定期的に点検を行うとともに、「フロンの見える化シール」の貼付等により管理を徹底します。
- ③ 照明器具、空調機フィルターの定期的な清掃と交換を実施します。
- ④ 熱源機器の定期点検を実施します。

ク 解体・廃棄段階での環境配慮等

建築物の解体・廃棄にあたっては、建設廃棄物の分別排出・分別回収を徹底させるなどにより、再資源化、有効利用を図ります。

(3) 廃棄等に関する取組 **～捨てる前に、考えよう！～**

ア 廃棄物の減量とリサイクルの促進

- ① 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図ります。
- ② 使い捨て製品の使用や購入を抑制します。
- ③ 紙の使用量を抑制します。
- ④ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、長期使用を行います。
- ⑤ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図ります。
- ⑥ 庁舎等での分別を徹底するため、市町村、リサイクル業者等リサイクルの実状を踏まえつつ、分別リサイクル箱（紙類、金属類、プラスチック類、ガラス類など）を設置し、リサイクル及び適正処理を図ります。
- ⑦ 物品の在庫管理を徹底し、使用期限切れによる廃棄を防止します。

イ 有害物質等の適正処理

- ① オゾン層の破壊や地球温暖化の原因物質であるフロン、ハロンの適切な回収・処理を図ります。
- ② 試験研究機関等から発生する有害物質は、適切に処理します。

(4) 職員等の環境配慮等に関する取組 **～一人ひとりが、かしこくなろう！～**

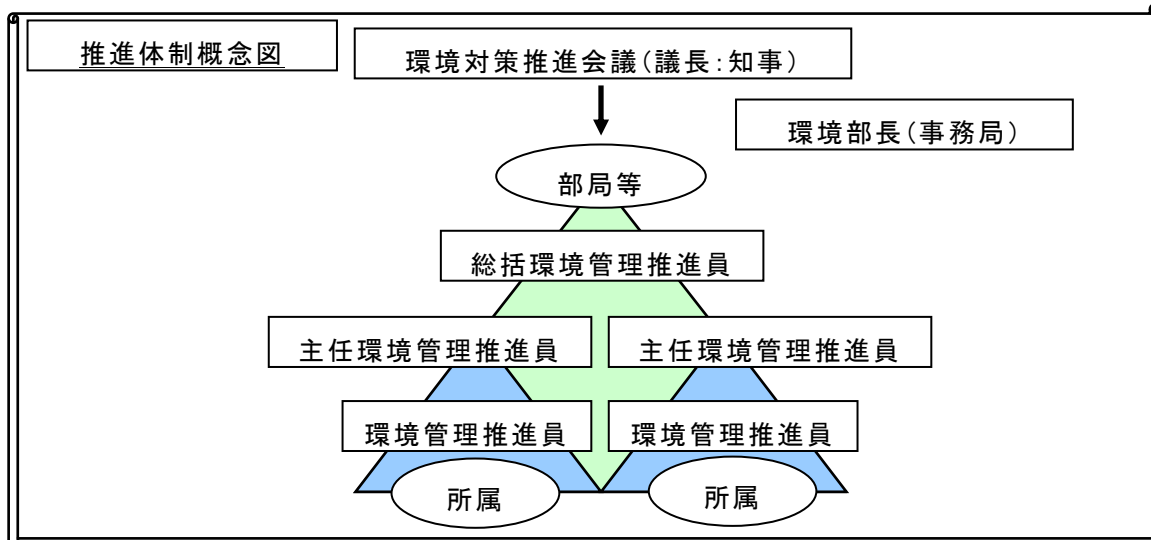
ア 職員の環境保全行動の推進

- ① 環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進します。（環境保全行動の例は巻末参考資料参照）
- ② 環境保全行動の経験を踏まえ、積極的に職場環境の改善提案を行います。
- ③ 庁内外の環境保全行動に積極的に参加します。

5 取組の推進

(1) 推進体制

計画の推進、点検・評価に当たっては、環境対策推進会議において、その基本的な方針等を決定するとともに、計画の実効性を確保するため、各部局や行政委員(会)事務局等に総括環境管理推進員(次長等)、主任環境管理推進員(所属長等)及び環境管理推進員(各所属)を置き、重層的に取組を推進します。



【役割分担】

- 環境対策推進会議
基本的な方針の決定、計画の見直し等を行う。
- 環境部長
計画の取組状況の点検及び問題点の検討、推進会議への報告、結果公表などを行う。
- 総括環境管理推進員
部局等における取組状況を管理し、各所属への取組の周知徹底、取組状況の把握など円滑な推進に努める。
- 主任環境管理推進員
所属において、職場実態に応じた取組目標を設定するなど職員が行動しやすい環境づくりに努め、取組状況の管理を行う。
- 環境管理推進員
主任環境管理推進員の指示のもと、職員が意識を持って取組を推進するよう努めるとともに取組状況の把握を行う。

(2) 取組の推進を図るための措置

ア 「全庁エコアップ行動デー」の設定

毎週水曜日を「全庁エコアップ行動デー」とし、全職員に対して環境配慮等に対する意識の向上を促します。

① 庁内放送による呼びかけ

「全庁エコアップ行動デー」の朝には、庁内放送により環境配慮等に心がけた事務・事業の実施を呼びかけます。

② 環境管理推進員による取組状況の把握

「全庁エコアップ行動デー」には、環境管理推進員が各課室等の取組状況を把握するとともに、職員に対し取組の周知徹底を図ります。

イ 「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」の実施

毎年6月1日から9月30日までを実施期間とする「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」を設定し、ノーネクタイ・軽装を励行する運動を行います。

ウ 重点取組強化月間の実施

適時、特定の取組を取り上げ重点的に強化する「重点取組強化月間」を設定し、声掛け巡回等を行うことで、取組の徹底を図ります。

(3) 職員に対する研修等

ア 職員に対する研修

研修をはじめ、各種啓発活動を通じて職員の環境保全に対する意識の向上を図ります。

イ 情報提供等

- ① 所属での優れた取組事例について、研修会等を通じて紹介することで、そうした取組を拡大し、全庁の環境保全の取組の向上を図ります。
- ② 計画を実施するための具体的な取組方法等関連する情報は、庁内LAN等を通じて適宜交換し、取組の円滑化を図ります。

(4) 点検・評価

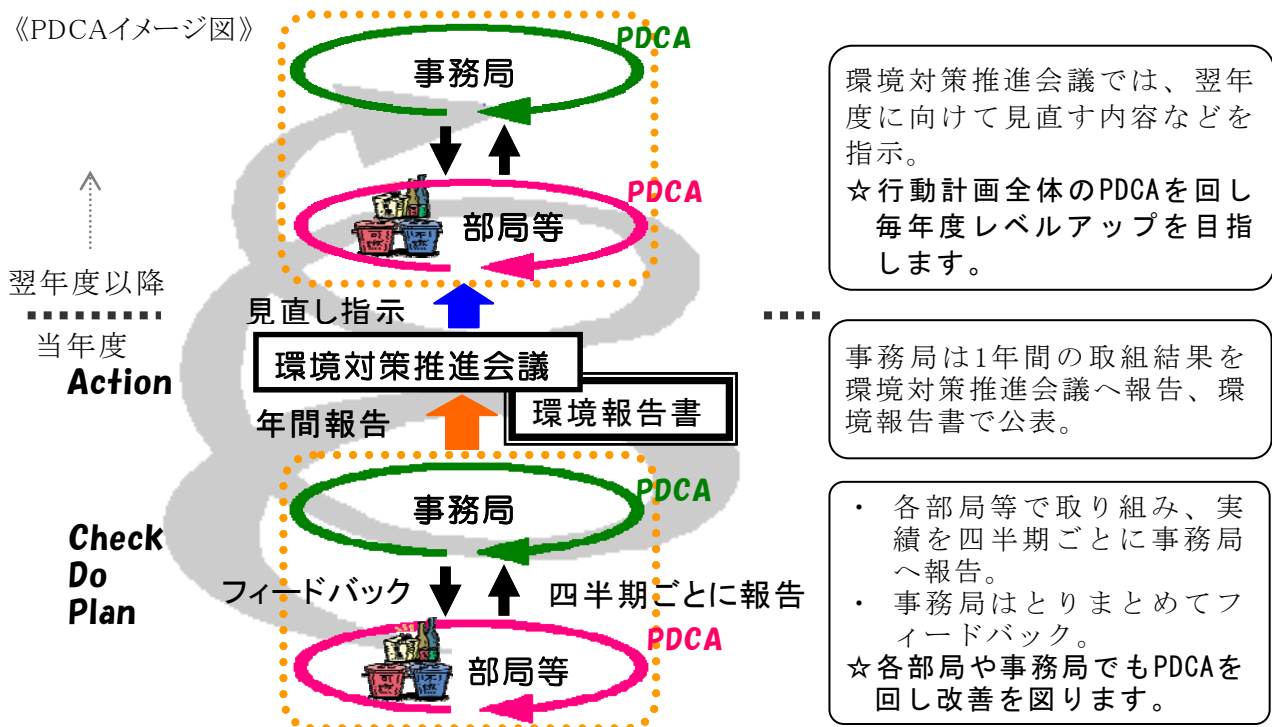
ア 総括環境管理推進員、主任環境管理推進員及び環境管理推進員による点検を実施します。

イ 四半期ごとに計画の実施状況や項目ごとの金額を取りまとめ(エネルギー消費量については、代表的な電気を指標として管理)、その結果を部長会議、庁内LAN等を通じて、全所属に周知します。

ウ 計画の実施状況の結果については、毎年度、「環境報告書」として公表します。

エ 点検結果や優れた取組事例等に基づき、必要な見直しや継続的な改善を行います。

《PDCAイメージ図》



参考資料

○ 行動計画改定の経緯

- H9. 8 「愛知県環境基本計画」の策定
 - ↓ 持続的な発展が可能な「あいち環境社会」の構築をめざす
- H9. 12 「気候変動に関する国際連合枠組条約」第3回締約国会議の開催
 - ↓ 京都議定書採択、わが国に対し温室効果ガスの総排出量6%削減目標を義務づけ
- H10. 3 「愛知県庁の環境保全のための行動計画(あいちアクションプラン)」の策定
 - ↓ すべての事務・事業において、計画的・継続的な環境負荷低減に取り組む
- H11. 4 「地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)」の施行
 - ↓ 地方公共団体に対し「温室効果ガスの排出の抑制のための措置に関する計画(実行計画)」の策定を義務付け
- H12. 3 「あいちアクションプラン」の一部改定
 - ↓ 温室効果ガスの削減取組の追加
- H12. 6 「循環型社会形成推進基本法」の施行
- H13. 1 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」の施行
- H13. 2 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の策定(国)
- H13. 12 「愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針」の策定
 - ↓ H14年度以降、毎年度、「愛知県環境物品等調達方針」を作成
- H14. 3 「あいちアクションプラン」の一部改定
 - ↓ 「愛知県環境物品等調達方針」に基づくグリーン調達の取組を整理する一部見直し
- H17. 1 「あいち地球温暖化防止戦略」の策定
- H17. 2 京都議定書の発効
- H17. 4 「京都議定書目標達成計画」の閣議決定
 - ↓ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府の実行計画)」の策定
- H17. 10 「あいちアクションプラン」の改定
 - ↓ 「グリーン購入法」に基づくグリーン調達と、「建設工事に係る再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」に基づく工事副産物の再利用について、取組の進行管理が別に行われているため、それぞれ取組目標から除外
- H20. 3 「第3次愛知県環境基本計画」の策定
 - ↓ 「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目指す
- H21. 4 改正省エネ法及び温対法の施行(事業者としての届出等はH22年度開始)
- H22. 12 「あいちアクションプラン」の改定 「あいちエコスタンダード」に改称

○ 平成20年改正省エネ法、改正温対法について

平成20年改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）のポイント

省エネ法とは？

- 70年代の石油危機を契機として、昭和54年に、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定されました。
- その後、社会状況の変化に応じて随時見直しがなされ、平成20年には、エネルギー消費量が大幅に増加している業務部門等におけるエネルギーの使用の合理化をより一層推進することを目的とした改正が行われました。

平成20年の改正における変更点（業務部門）

- ・ 工場・事業場単位だったエネルギー管理を事業者（企業）単位に。
- ・ テナント企業やフランチャイズチェーン等も規制の対象に。
※県では、知事部局等、企業庁、病院事業庁、教育委員会、警察本部の5つの事業主体ごとに対象となります。

事業者求められること

- ☑ エネルギー使用量の把握
→ 1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ以上の事業者を、特定事業者又は特定連鎖化事業者指定
- ☑ エネルギー管理統括者等の選任（特定事業者又は特定連鎖化事業者）
- ☑ エネルギー管理の実施
→ 判断基準遵守、中長期的にみて年平均1%以上エネルギー消費原単位低減に向けた努力
- ☑ 中長期計画書・定期報告書の提出（特定事業者又は特定連鎖化事業者）

平成20年改正温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）

算定・報告・公表制度のポイント

温対法の算定・報告・公表制度とは？

- 排出者自らが排出量を算定することによる自主的取組のための基盤の確立及び情報の公表・可視化による国民・事業者全般の自主的取組の促進・気運の醸成を目的に平成17年に導入されました。
- 平成20年には、省エネ法の改正にあわせて、業務部門を中心に対象範囲を拡大する改正が行われました。

平成20年の改正における変更点

- ・ 工場・事業場単位だったエネルギー管理を事業者（企業）単位に。
- ・ テナント企業やフランチャイズチェーン等も規制の対象に。
※県では、知事部局等、企業庁、病院事業庁、教育委員会、警察本部の5つの事業主体ごとに対象となります。

事業者求められること

- ☑ 温室効果ガス排出量の把握
→ 1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kℓ以上、又は温室効果ガスの種類（非エネルギー起源：CO₂, CH₄, N₂O, HFC, PFC, SF₆）ごとに、排出量がCO₂換算で3,000トン以上となる事業者を、特定排出者に指定
- ☑ 温室効果ガス排出量の報告（特定排出者）
→ 温室効果ガスの種類ごとに一定以上の温室効果ガス排出量について、報告

○ 森林認証材について

森林認証材とは？

■木材に関する認証制度には、①持続可能な森林経営の行われている森林を第三者機関が評価、認証する「森林認証制度」 ②森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していないものと混じらないように適切に管理（加工、販売等）されていることについて、第三者機関が事業者を評価、認証する「CoC (Chain of Custody) 認証」があります。

■森林認証材とは、この双方を取得した木材で、商品に認証マークが表示されます。

主な認証制度

- ・ F S C（森林管理協議会）・・・世界共通の基準で認証
- ・ P E F C（森林認証プログラム）・・・加盟する認証組織が各国独自の認証制度を相互認証
- ・ S G E C（「緑の循環」認証会議）・・・日本国内の林業団体・N G O等により発足、人工林が多い等日本の森林の特徴に配慮した基準で認証

生物多様性との関連

持続可能な森林経営には次のような取組があり、森林生態系の維持・増進を目指しています。

- ・ 森林に生息するすべての動植物が、自然のサイクルで生きられる環境システムを維持・増大する。
- ・ 保護区域やそこに生息する絶滅危惧種、希少な動植物を保護する。
- ・ 森林から生産される木材などの産物が、今後も生産されるよう、森の生産能力を維持・増大する。
- ・ 土壌や水源など森林が持つ保護機能を維持し、適切に増進する。

○ あいち認証材について

あいち認証材とは？

県下全域をカバーする愛知県産材認証機構により愛知県産であることを証明された木材及び製材加工品です。

○ 省エネ効果の試算

冷房時にフラインド活用

【条件】節減効果：1,476G J（床面積から推算）

46.0G J / 千m³（エネルギー換算）

ガス単価：110円/m³

【試算】1,476G J ÷ 32,087m³

32,087m³ × 110円 = 3,529,570円

トイレや倉庫などのこまめな消灯

【条件】節減効果：260G J（床面積から推算）

9.97G J / kWh（エネルギー換算）

電力総合単価：17円/kWh

【試算】260G J ÷ 26,078 kWh

26,078kWh × 17円 = 443,326円

昼休みの消灯

【条件】節減効果：3,213G J（床面積から推算）

【試算】3,213G J ÷ 322,267kWh

322,267kWh × 17円 = 5,478,539円

※各数値は、無対策の場合からの効果量を示していますので、既に当該対策を実施してきている場合は、実際の効果量は少なくなります。

○ 環境保全行動の例

- ☑ 地域での清掃活動、緑化の推進活動、アダプトプログラムへの参加
- ☑ あいちエコチャレンジ21〔愛知県環境部〕への参加・実践
 - ・ 環境家計簿をつける
 - ・ 夏はクールビズ、冬はウォームビズ（冷房は 28℃、暖房は 19℃）
 - ・ 緑のカーテンや敷物などをうまく利用する
 - ・ 窓・壁などの断熱性を高めた省エネ住宅を目指す
 - ・ なるべく旬のもの、近く（県内）でとれたものを食べる
 - ・ 詰替商品や低包装のものを選ぶ、マイバッグを持参してレジ袋は断る
 - ・ 古紙、空容器などは分別して資源回収に出す
 - ・ モノは大事に、末永く使う
 - ・ 家電製品はのスイッチはこまめに切る
 - ・ コンセントからプラグを抜いて、待機電力を減らす
 - ・ 白熱電球は電球型蛍光ランプに取り替える
 - ・ お風呂は間を置かずに続けて入る
 - ・ シャワーや水道はこまめに止める
 - ・ 雨水や風呂の残り湯を利用する
 - ・ 家電製品を買うときは、省エネ性能の高いものを選ぶ
 - ・ 家の新築・改築の際、エコキュート・エコウィル・エコジョーズなどの高効率機器を取り入れる
 - ・ 近いところは徒歩・自転車、遠いところは鉄道・バスで出かける
 - ・ ふんわりアクセル[eスタート]を心がける
 - ・ 駐車中はアイドリングストップ
 - ・ 車を買うときは、低公害・低燃費車を選ぶ
 - ・ 家の新築・改築の際、太陽光発電・太陽熱利用などの自然エネルギー利用機器を取り入れる
- ☑ エコドライブメンバーズクラブ〔愛知県環境部〕への参加・実践
 - ・ 率先してエコドライブを実践する
 - ・ エコドライブへの取組を他のドライバーにも勧め、取組の輪を広げる
- ☑ エコファミリー（環境にやさしい行動を心がけることを宣言した家族）〔環境省〕への参加・実践

愛知県庁の環境保全のための行動計画
あいちエコスタンダード

沿革 平成10年3月 策定
平成12年3月 一部改定
平成14年3月 一部改定
平成17年10月 改定
平成22年12月 改定

愛知県環境部

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話052-961-2111